○農林水産省告示第千三百九十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十四条第一項の規定に基づき、平成二十砂糖年度に係る同項の農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十年九月十二日　農林水産大臣　太田　誠一

農林水産大臣が定める額は、一、〇〇〇キログラムにつき二四、五五四円とする。ただし、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二四、五五四円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。

○農林水産省告示第千三百九十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成二十砂糖年度に係る同号の農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十年九月十二日　農林水産大臣　太田　誠一

農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき　四三四円

うち消費税額及び地方消費税額分　二一円

ただし、発電のための取水は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定する水道及びニに規定する工業用水道に支障を与えないように行うものとし、これらのための放流による場合を除き行ってはならない。

○国土交通省告示第千百二十一号

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和六十一年建設省告示第千二百八十四号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十年九月十二日　国土交通大臣　谷垣　禎一

1 ⑷の次に次のように加える。

⑸　発電

八ッ場ダムの建設に伴って新設される八ッ場発電所において、最大出力11,700キロワットの発電を行う。

3 ⑴中「131.0メートル」を「116.0メートル」に改める。

4 ⑵ニの次に次のように加える。

ホ　発電

八ッ場発電所の取水量は、毎秒13.6立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルとする。

5 中「千葉県（工業用水道）」を次に「群馬県（発電）」を加える。

6 ⑵を次のように改める。

⑵　建設に要する費用の負担者及び負担額

イ　河川法第59条、第60条第1項及び第63条の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担額

建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の546を乗じて得た額とする。

ロ　特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく群馬県（水道）、藤岡市（水道）、埼玉県（水道）、東京都（水道）、千葉県（水道）、北千葉広域水道企業団（水道）、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）、茨城県（水道）、群馬県（工業用水道）及び千葉県（工業用水道）の負担額

群馬県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の20を乗じて得た額とする。

藤岡市（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の5を乗じて得た額とする。

埼玉県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の168を乗じて得た額とする。

東京都（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の154を乗じて得た額とする。

千葉県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の33を乗じて得た額とする。

北千葉広域水道企業団（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の10を乗じて得た額とする。

印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の15を乗じて得た額とする。

茨城県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の31を乗じて得た額とする。

群馬県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の4を乗じて得た額とする。

千葉県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に1,000分の14を乗じて得た額とする。

ハ　特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく群馬県（発電）の負担額

群馬県（発電）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の1を乗じて得た額とする。

7 中「平成22年度」を「平成27年度」に改める。

○国土交通省告示第千百二十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の二の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の三の十六第1号の規定により、公示する。

平成二十年九月十二日　国土交通大臣　谷垣　禎一

(一)　登録年月日　平成二十年九月一日
(二)　登録番号　6
(三)　氏名又は名称　日本トンネル専門工事業協会
(四)　住所　東京都港区西新橋一丁目九番一号ブロドリー西新橋9階
(五)　法人である場合の代表者の氏名　野﨑　正和
(六)　講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区西新橋一丁目九番一号ブロドリー西新橋9階
(七)　登録基幹技能者講習の種目　登録トンネル基幹技能者
(一)　登録年月日　平成二十年九月一日
(二)　登録番号　7
(三)　氏名又は名称　社団法人日本塗装工業会
(四)　住所　東京都渋谷区鶯谷町十九番二十二号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　白川　隆幸
(六)　講習事務を行う事務所の所在地　東京都渋谷区鶯谷町十九番二十二号
(七)　登録基幹技能者講習の種目　登録建設塗装基幹技能者
(一)　登録年月日　平成二十年九月一日
(二)　登録番号　8
(三)　氏名又は名称　社団法人日本左官業組合連合会
(四)　住所　東京都新宿区払方町二十五番地三
(五)　法人である場合の代表者の氏名　守屋　清
(六)　講習事務を行う事務所の所在地　東京都新宿区払方町二十五番地三
(七)　登録基幹技能者講習の種目　登録左官基幹技能者

○海上保安庁告示第二百四十九号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十年九月二十六日から施行する。

平成二十年九月十二日　海上保安庁長官　岩崎　貞二

表W一一二二の項中の新刊・改版年月日欄の「平成十三年二月十五日」を「平成二十年九月十八日」に、備考欄の「新刊」を「改版」に改める。